■Article■……

社会福祉法人改革と会計士・税理士等の登用－社会福祉法等改正の概要－

日本大学法学部教授　大久保 拓也

……

一　はじめに

高齢化の進む日本においては、介護に対するニーズが高まっているが、介護職員の賃金は高くはないため、介護分野では労働力不足が深刻化している。他方、介護職員の雇用者側である社会福祉法人に目を向けると、それが運営する特別養護老人ホームでは多額の内部留保が存在する。厚生労働省の資料によれば（平成 23 年 12 月公表のデータ：後掲 HP 参照）、特別養護老人ホーム 1 施設あたり 3 億円以上の内部留保があり、未使用資産の状態で留保されている額は 1 億 6000 万円にのぼるとのことである。

こうした状況の下で、社会福祉法人制度を改革し、介護職員への賃金分配を促して介護労働力不足を解消しようとするのが、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という）である。この法案は、平成 27 年４月３日に国会に上程されており、その成立が望まれるところである。この法案では専門会計人である公認会計士・税理士等の登用が規定されているので、本稿はその部分を中心に解説する。

二　改正法案の概要

１　改正法案の背景

まず改正法案作成に至る背景をまとめておこう。

特別養護老人ホームについては、(1)国や自治体に保険料を支払う者が要介護認定を受けた場合、(2)当該利用者と、国や自治体が、ホームを運営する事業者に利用料を支払う（一般に前者が 1 割、後者が 9 割）。(3)事業者は、利用者に介護サービスを提供し、介護職員に対して賃金を支払う。

しかし､介護職員の賃金は高くなく､しかも社会福祉法人が事業者である場合、同法人は原則として非課税であるのに内部留保があることは、社会福祉制度の構造上問題である。

その背景には、社会福祉法人は家族・同族経営が多く、事実上の世襲が行われていることがある。また、オーナー一家の役員報酬が高額化することも問題である｡仮に不明朗な財務状況があっても､組織内部のガバナンスが働きにくいため、改善が求められる。

２　改正法案の趣旨

こうした状況を踏まえて、改正法案は、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、主に次の 2 つを目的としている。すなわち、(1)社会福祉法人の経

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

営組織の見直し、事業運営の透明性の向上および財務規律の強化を図ること、(2)介護人材の確保を推進するための取組の拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講ずること、である。(1)は社会福祉法人制度の組織ガバナンスの強化を柱とする制度改革であり、(2)は、福祉を担う人材を確保しようとする提案である。

以下では、厚生労働省のまとめた改正法案の概要をもとに解説する（後掲HP参照）。

(1)社会福祉法人制度の改革

これについては、次の5つの改革が示される。

①経営組織のガバナンスの強化
②事業運営の透明性の向上
③財務規律の強化（内部留保の明確化）
④地域における公益的な取組を実施する責務
⑤行政の関与の在り方

①は、議決機関としての評議員会を必置とし（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入によってガバナンスを強化しようとするものである（社会福祉法改正法案（以下「法案」という）31条等）。

②は、 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等を図ろうとするものである（法案45条の23以下）。

③は、(一)役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等、(二) 社会福祉充実残額（再投下財産額）の明確化、(三)「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等を図ろうとするものである（法案26条の2、55条の2等）。

④は、 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定するものである（法案89条以下）。

⑤は、所轄庁である厚生労働省による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等を図ろうとするものである（法案30条等）。

(2)福祉人材の確保の促進

これについては、次の4つの改革が示される。

①介護人材確保に向けた取組の拡大
②福祉人材センターの機能強化
③介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等
④社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

①は、福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）を図ろうとするものである（法案 89 条以下）。

②は、離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等を図ろうとするものである（社会福祉士及び介護福祉士法改正法案）。

③は、平成 29 年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5 年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等を図ろうとするものである（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律改正法案）。

④は、(一)退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し、(二)被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を２年以内から３年以内に延長、(三)障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し、等を図ろうとするものである（社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正法案等）。

３　改正法案の施行日

前述２の改正法案の施行日は、平成 29 年 4 月 1 日とするものが多いが、一部については先行して平成 28 年 4 月 1 日とする。なお、(2)③介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等については、公布の日に施行することとされる。

施行日については、改正法案に規定されているので、確認して頂きたい。

三　社会福祉法人改革と職業会計人の登用

改正法案は、前述二２で述べたとおり多岐にわたるが、その中で特に注目すべきは、会計監査人監査制度の導入（(1)①）と、「社会福祉充実計画」への職業会計人（公認会計士・税理士等）の関与（(1)③）である。以下これらについて取り上げる。

１　社会福祉法人への会計監査人による監査制度の導入

(1)社会福祉法人の機関設計

社会福祉法人の機関設計について、改正前からある理事 3 人以上及び監事 1 人以上の設置に加えて、改正法案は、評議員・評議委員会の設置を義務づけるとともに、定款に規定することで会計監査人の設置をすることができることとする（法案 36 条）。

ただし、特定社会福祉法人（その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう）については、会計監査人の設置が義務付けられる（法案 37 条）。

①評議員・評議委員会

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

款の定めるところにより選任され（改正法案39条）、役員及び会計監査人は、評議委員会の決議により選任される（法案43条）。

役員の選任権限をもつことから、評議員は、役員との兼任や、当該社会福祉法人の職員を兼ねることができず、また、評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない（法案40条2項、3項）。さらに、評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員・各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならないという規制もある（同条4項、5項）。

評議員の任期は、原則として4年であるが、定款によって6年まで伸長することができる（法案41条1項）。

②理事・監事

改正法案においては、理事は6人以上、監事は2人以上が要求され、現行法よりも増員が求められる。

改正前と比べてその資格も明確化される。すなわち、理事については、①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者、③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者、とする規定を設ける（法案44条4項）。また、監事については、①社会福祉事業について識見を有する者、②財務管理について識見を有する者であることが求められる（同条5項）。このような資格要件は、社会福祉法人のオーナー家族による世襲を防ごうとする規定といえる。

理事・監事の任期は2年である（法案45条）。

③社会福祉法人に特別な規定

二で前述した社会福祉法人においてはオーナー家族の専横に対処すべく、一般社団・財団法人法や会社法とは異なる規律も設けられる。その一つが報酬規制である。すなわち、社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない（法案45条の35）。この報酬等の支給の基準を設定・変更するには、評議員会の承認を受けなければならない。

(2)社会福祉法人と会計監査人

法人のガバナンスを向上させる趣旨から、この分野で議論の蓄積と改正がなされてきた株式会社に類似した規定が、社会福祉法人でもみられる。

①会計監査人の義務等

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（法案45条の19）。会計監査人の任期は、1年であるが、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（法案45条の3）。

会計監査人の解任は評議委員会行われるほか、会計監査人に職務上の義務違反があった等一定の場合には監事によって解任される（法案45条の4、45条の5）。

②会計監査人の権限

会計監査人は、社会福法人の計算書類及びその附属明細書を監査し、会計監査報告を作成しなければならない（法案45条の19）。その職務を行うために、会計監査人は、いつでも、会計帳簿の閲覧及び謄写をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。また、会計監査人には業務・財産状況調査権もある。

③会計監査人の責任

会計監査人は、理事・監事・評議員と同様に、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任（任務懈怠責任）を負う（改正法案45条の20）。また、会計監査人は、理事・監事・評議員と同様に、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（法案45条の21）。

対社会福祉法人責任については、責任の一部免除や責任限定契約も認められる（法案45条の20第4項による一般社団・財団法人に関する規定の準用）。

２　社会福祉充実計画への職業会計人の関与

(1)社会福祉充実計画の作成義務

社会福祉法人制度の改正において、新たに「社会福祉充実計画」の作成が求められることになった。すなわち、社会福祉法人は、毎会計年度において、次の①に掲げる額が②に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（基準日）において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業（既存事業）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（新規事業）の実施に関する計画（社会福祉充実計画）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならないことになる（法案55条の2）。

①当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
②基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

これは、社会福祉充実残額（純資産の額から、事業の継続に必要な財産額（事業に活用する土地・建物等）を控除等した額）つまり内部留保を明確にすること

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

で、社会福祉事業をより充実化させようとするものである。

(2)社会福祉充実計画の作成と職業会計人の関与

社会福祉充実計画の作成・変更に当たり、社会福祉法人は、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならないことになる（法案55条の2第5項、55条の3第3項）。

これは社会福祉法人に独自の制度であり、職業会計人たる公認会計士・税理士が社会福祉法人の財務面でチェックを働かせることにより、法人の内部留保を適正化し、ひいては社会福祉制度全体の構造改革を行うことを企図しているものである。

厚生労働省の下記HPを参照
社会福祉法等の一部を改正する法律案
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html

特別養護老人ホームの内部留保について
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000032jrz-att/2r98520000032k1y.pdf

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。